

平成30年度第2回千葉市社会福祉審議会
高齢者福祉・介護保険専門分科会 議事録

1 日時： 平成31年3月18日（月） 午後7時00分～午後8時45分

2 場所： 千葉市総合保健医療センター 5階会議室

3 出席者

(1) 委員

畔上加代子委員、今井俊哉委員、合江みゆき委員、鮫島真弓委員、田辺裕雄委員、
谷村夏子委員、恒吉良典委員、時田豊委員、鳥越浩委員、西尾孝司委員、
日向章太郎委員、平山登志夫委員、福留浩子委員、松崎泰子委員、矢島陽一委員
【定員20名中15名出席】

(2) 事務局

山口保健福祉局次長、鳩川高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、
浅井地域福祉課長、石川地域包括ケア推進課長、
谷在宅医療・介護連携支援センター所長、南高齢福祉課長、
高石介護保険管理課長、清田介護保険事業課長、阿部健康支援課長、
他担当職員等

(3) 傍聴者

1人

4 議題

- (1) 高齢者保健福祉推進計画・第8期介護保険事業計画策定に係る
実態調査の概要（案）について
- (2) 高齢者施設等の整備について
- (3) 介護人材確保の取組みについて
- (4) 消費税引上げに伴う介護保険料の負担軽減について

5 議事の概要

- (1) 高齢者保健福祉推進計画・第8期介護保険事業計画策定に係る
実態調査の概要（案）について
「資料1から資料3」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。
- (2) 高齢者施設等の整備について

「資料4から資料5」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(3) 介護人材確保の取組みについて

「資料6」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(4) 消費税引上げに伴う介護保険料の負担軽減について

「資料7」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

6 会議の経過

【亀井介護保険管理課長補佐】

定刻となりましたので、ただいまから、「平成30年度第2回千葉県社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会」を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます介護保険管理課の亀井と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日、委員総数20名のうち半数を超える15名の方にご出席いただいておりますので、千葉県社会福祉審議会条例の規定により会議は成立しておりますことをご報告いたします。また、本日の会議は、千葉県情報公開条例第25条の規定により、会議を公開し傍聴を認めておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の配布資料の確認をお願いします。

上から次第、委員名簿、席次表、続いて、右上に資料1と記載のある「高齢者保健福祉推進計画・第8期介護保険事業計画策定に係る実態調査の概要（案）」、右上に資料2と記載のある「実態調査質問項目」、右上に資料3と記載のある「在宅介護実態調査 調査票」、右上に資料4と記載のある「平成31年度高齢者施設の整備について」、右上に資料5と記載のある「平成30年度の介護制度改正による施設の概要」、右上に資料6と記載のある「介護人材確保の取組みについて」、右上に資料7と記載のある「消費税引上げに伴う介護保険料の負担軽減について」となっております。

資料に不足等はありませんか。不足等がございましたら、お申し付けください。

なお、事前に送付した資料からの差し替えがありますので、本日配布した資料をご使用ください。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局次長の山口よりご挨拶を申し上げます。

【山口保健福祉局次長】

みなさんこんばんは。

保健福祉局次長の山口でございます。

会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の保健福祉行政はもとより、市政に多大

なるご支援、ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、去る6日に平成31年度予算につきまして、市議会の議決をいただいたところでございます。詳しくは後程事務局より説明いたしますが、介護人材確保の取組みとして、介護職員の離職を防止するため、市内の介護施設等に勤務する入職後3年未満の若手職員を対象とした交流会や、市内の介護施設事業者を対象とした外国人介護人材受入セミナー等を開催する予定でございます。

その他あんしんケアセンターに配置する包括3職種の増員、認知症初期集中支援チームの増設等の拡充事業を予算に計上している状況でございます。

引き続き高齢者が安心して暮らせるよう各種施策に取り組んで参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日は、2021年度からの3年間を計画期間とする、高齢者保健福祉推進計画・第8期介護保険事業計画の策定に係る実態調査の実施について、ご説明をさせていただきます他に、2019年度における高齢者施設等の整備や、介護人材確保の取組み、消費税引上げに伴う介護保険料負担軽減の実施についても併せてご説明をさせていただくことになっております。

委員の皆様には忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

【亀井介護保険管理課長補佐】

早速ではございますが議事に入りたいと思います。

今後の議事進行は、松崎会長にお願いすることといたします。

よろしくお願いいたします。

【松崎会長】

松崎でございます。

介護保険事業計画の成果が問われるのと同時に、第8期介護保険事業計画に向けての取組みが、国の社会福祉審議会でも議論されているところではございます。

それでは議事に入ります。議題1の高齢者保健福祉推進計画・第8期介護保険事業計画策定に係る実態調査の概要（案）について事務局から説明をお願いします。

【南高齢福祉課長】

高齢福祉課南でございます。

それでは、資料1をご覧ください。

1の調査目的ですが、平成32年度の第8期計画の策定に向け、高齢者の状況及び様々な高齢者施策に対するニーズや地域の課題について、よりの確に把握するために、厚生労

働省から示される調査項目に、千葉市独自項目を加えた調査を来年度に行うものでございます。

次に、2の調査内容ですが、(1)在宅介護実態調査は、要介護認定データと組み合わせることにより、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析をし、介護サービスに関するニーズ等の把握を行うものでございます。

(2)日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況の把握を行うものでございます。

(3)事業所向け調査は、事業者のサービス提供にかかるニーズ等の把握を行うものとなっております。

次に3の在宅介護実態調査についてですが、(1)調査手法については、各区介護認定調査員による聞き取り調査を予定しております。なお、前回は聞き取り及び郵送により行いましたが、厚生労働省の平成30年7月30日付の事務連絡により、全て聞き取りにて調査を行うことが求められております。また、聞き取り調査は、区の介護保険室において、要介護認定調査と併せて実施する予定であり、十分な調査期間を確保する必要があることから、(2)調査実施期間については、平成31年4月から12月を予定しております。

(3)調査対象者、(4)調査件数でございますが、在宅生活の要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方を調査対象として行うもので、600件の調査を予定しております。

(5)調査項目についてですが、厚生労働省より示される調査項目については前回調査と変更はなく、同様とされております。なお、前回調査では、厚生労働省の示す項目に加え、育児と介護の同時進行のことを意味する「ダブルケア」について、千葉市独自項目として追加しております。調査項目は、前回の調査結果との比較を行う必要があることから、前回と同様の内容とし、資料3のとおり案の作成いたしました。

最後に、4のその他調査についてですが、日常生活圏域ニーズ調査及び事業所向け調査につきましては、来年度早々に、厚生労働省より調査項目等が示される予定でございます。これらの調査については、詳細な調査内容等が示されてから改めてご報告させていただきます。

私からは以上でございます。

【松崎会長】

ありがとうございました。

ただいまの第8期介護保険事業計画策定に係る実態調査について事務局より説明をいただきましたが、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

【平山委員】

今回がすべて聞き取り調査とのことですが、経験のある調査員が自宅を訪問するとの

ことでしょうか。資格のある職員が聞き取り調査をしないと実態に合わないと思います。
また、これから介護を受ける人たちに対する調査も必要であると感じます。

【高石介護保険管理課長】

こちらについては、有資格者の職員が調査を行う形になります。

【畔上委員】

市独自の項目としてダブルケアの設問を入れている意図はなんでしょうか。

市独自の仕組みなどの考えはありますか。

【南高齢福祉課長】

ダブルケアはここ数年で問題になっているものであり、実態を把握する必要があるため項目を入れております。

【松崎会長】

ダブルケアの問題については国レベルでも議論がなされているところであり、それが原因で離職しなければならない方がいるといことで、ダブルケアが注目されています。

具体的に調査した結果として、千葉市はどのように取り組んでいくのが大切であり、今後の展望はありますでしょうか。

【南高齢福祉課長】

実態を把握したうえで、その方たちがどこに相談をしたらいいか等、相談窓口なども検討していかなければいけないと考えております。

【松崎会長】

あんしんケアセンターが相談を受けるのではないのでしょうか。

【南高齢福祉課長】

あんしんケアセンターもそうですが、ダブルケアですと子どもの問題等に対するアプローチも必要になってきますので、そのあたりを検討していきたいと思います。

他局と連携をとって、進めていきたいと考えております。

【松崎会長】

この問題は労働政策にも関わってくると思います。

【平山委員】

まちかど相談室花見川にも高齢者のみならず子どもも相談に訪れています。
相談をする窓口が身近にあることが大切だと思います。

【松崎会長】

地域包括ケアというのが将来的に、ユニバーサルサービスになっていくということですので、子育ても障害も高齢者もすべて相談に乗れるあんしんケアセンターを育てていかなければと思います。

とにかく問題を受け止めることが大切であると思います。

【西尾委員】

アンケート項目に関して、サブ介護者がいるかどうかということを追加してもいいと思いますのでご検討いただければと思います。

【南高齢福祉課長】

事務局にて検討をさせていただければと思います。

【合江委員】

対象者は介護度別に行ったりするのでしょうか。

介護をする家族と、ご本人との話では内容に違いが出てくることも想定されますので、ご家族に対しきちんとした聞き取りを行う必要があると思います。

【高石介護保険管理課長】

介護度別に行うのではなく、あくまでも認定調査員が自宅を訪問しご協力いただける方について、お願いをするといった形になります。

調査員がご自宅を訪問すると、ご本人様がいつも以上に頑張ってしまう傾向がありますので、家族の方やケアマネジャーの方に同席いただいて調査を進めていければと思います。

【松崎委員】

そうしましたら議題の1につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、議題2の高齢者施設等の整備について事務局から説明をお願いします。

【清田介護保険事業課長】

議題2、平成31年度高齢者施設等の整備についてご説明をいたします。

資料4及び資料5をお願いいたします。

特別養護老人ホームでございますが、平成30年度の公募結果からご説明をいたします。

募集結果ですが、当初の募集と再募集に分かれており、初めてのケースになりますが、当初募集として、2施設160人分の定員にて募集を行い、3事業所から応募がありました。最終的な本申込までに辞退となり再募集を行いました。当初募集につきましては近年、特別養護老人ホームの付帯施設として条件化していたわけでありませんが、小規模多機能型居宅介護を併設するという提案が例年ございました関係で、地域包括ケアシステムの整備を加速化させようということで、当初の募集においては特別養護老人ホーム定員80人と短期入所20人に加えて小規模多機能型居宅介護を併設するという要件で募集を行いましたが、このような結果となってしまいましたので再募集に際しましては、応募が無いということを守るために例年同様に、特別養護老人ホーム定員80人と短期入所20人を併設する形で再公募を行いました。そうしたところ2施設2法人より応募がございまして、実際選定されたという状況でございます。当初でしたら特別養護老人ホームを2か年で整備を行いますので、平成30年度の応募については平成30・31年の2か年で整備される予定をしてございましたが、再募集という状況になりましたので、来年度中の竣工が難しいため、平成31・32年の整備を行うこととなります。

これを受けて来年度の整備予定ですが、特別養護老人ホームの待機者が1,700人ほどおりますので、確実に特別養護老人ホームを整備するために、例年行っております新設の整備に加えて、平成30年度に既存施設の増床調査を行いました。いくつかの施設から増床したいとの要望がありますので、増床の整備を行いたいと考えております。

また短期入所施設からの転換につきましても、既存の法人に対して移行の希望を聴取しましたところ、希望がございましたので認めていこうと考えております。

新設整備ですが従来の新規募集の要件である特別養護老人ホーム定員80人と短期入所20人を固定して募集をしておりましたが、これを改め定員については事業所が設定でき柔軟な整備ができるようにしようと考えております。規模も特別養護老人ホーム定員80人と固定でしたが、少し増やして80人から120人くらいにと予定をしております。

次に整備条件ですが、例年どおりの条件でございましてユニット型を基本としつつ一部多床室の整備も可能とするというものです。多床室については入所者のプライバシーに配慮した設計とします。また多床室の床数は30人から定員全体の半分までということにしております。これは今年度の募集要件と同じになります。ユニット型につきましてはユニットケアを進めるという立場ではございますが、利用者から多床室に対するニーズが高いという背景があります。利用者にすると費用の面でプライバシーに配慮する設計になれば多床室の方が良いというニーズが高まっており、ユニット型を基本としつつ一部多床室の整備も可能とするいたします。

既存施設の増床でございますが、条件を設定してございまして100床未満の特別養護老人ホームにつきまして、整備枠を利用して行います。新規の同様の条件で増床につきましては多床室の整備を認めることとしております。増床後の定員の半分まで多床室となっても構わないという条件を設定しようと考えております。

また増床するうえで増築を伴う場合につきましては、新設整備と同様に市からの補助金助成を予定しております。

短期入所施設からの転換につきましては、短期入所というサービスは在宅で生活する方からみますと大変使いやすいサービスでありますので、短期入所からの転換に際しては条件を多く設定しております。

項目は資料にあるアからクですが、特にオとカが重要になります。オについては転換を行うにあたり恒常的な空きまたは特別養護老人ホームの待機利用の方、つまりロング利用の方になりますが、そのような状況において転換を認めようということになります。また短期入所の需要の増加が見込めないエリア等においては短期入所の需要増加が見込めない場合に認めていこうというものになります。前提として転換ができるのは床数が20を超える部分に限定をしております。新設の特別養護老人ホームの併設条件が20である関係がありますので、そのようにしております。

次に認知症高齢者グループホームですが、今年度の整備結果は小規模施設の運営安定を目的に第7期介護保険事業計画の平成30年度分の整備枠54床と、前年度の未整備分10床を加えた64床分について既存施設の増床による整備を進めております。そのため新規整備についての募集は行っていない状況でございます。来年度ですが要望がある事業所すべて増床を認めていないということから、来年度も今年度増床しなかった事業所に意向の確認を行い、小規模施設の増床整備を行っていきたいと考えております。

増床が見込みどおりに実施される場合には、新規整備は行わないというように考えています。新規整備も54床分を予定しているところでございますがおそらく増床の見込みどおりに整備が進めば、すべて増床で対応できると想定しておりますので、新規整備は行わないであろうと考えています。

介護医療院についてでございます。千葉市に介護医療院という施設はございませんが、今年度から新たにできたサービスでございます。資料5の方に介護医療院についての資料をつけさせていただきました。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養病床については介護保険サービスが適用される入所型の施設になります。3種類のうち介護療養病床は法律上廃止されておまして平成35年度末までの経過措置の施設として残っている状況でございます。この経過措置の間に国は介護老人保健施設に移行するように促してきたところでございますが、今回新たに作られたサービスであります介護医療院に転換するように国の方は指導している状況でございます。なお千葉市では介護療養病床はすでにご覧ませないので、千葉市内では介護保険が使える入所施設は特別養護老人ホームと介護老人保健施設の2種類となっております。

特別養護老人ホームは、自宅での介護が困難な方に対し生活援助を行う生活施設となっております。次に介護老人保健施設は、要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設とされております。介護医療院ですが、要介護者の長期療養生活施設でございますので、この点でいいますと特別養護老人ホームと似ていますが、医療的ケアの必要な要介護

者の長期療養型生活支援としての位置づけということから、特別養護老人ホームに医療のサービスが付加されたようなイメージでございます。この介護医療院につきましては資料4に戻りますけれども、第7期介護保険事業計画における整備予定でございますが、第7期介護保険事業計画においては新規整備を予定しておりません。よって数字等もあげておりませんが、介護療養病床からすでに介護老人保健施設に転換をしている施設がございます。それを介護療養型老人保健施設と呼びますが、この施設は千葉市内に1カ所ございまして、及び医療療養病床は介護保険が適用されるサービスではありませんが、医療療養病床から転換することについては、計画の枠外での整備が可能と法律上されておりますので、千葉市では計画において整備予定をしておりませんが、こういった施設から転換をしてくる可能性があり、平成31年度以降に整備を行う可能性がございます。

次に第8期次期計画に向けての取り組みですけれども、高齢者施設の整備につきましては、千葉市中長期的な高齢者施策の指針に沿って計画的に進めてまいりますが、この指針では想定されていない今年から出来たサービスですので、介護医療院の整備意向についても把握しつつ、特別養護老人ホームの待機者の状況や介護老人保健施設の在宅復帰等を踏まえて、整備のあり方を検討していきたいと考えております。介護医療院につきましては、千葉市内にないということで、他県にある介護医療院へ視察に行きましたが、特別養護老人ホームに入所していた方が、医療的ケアが必要になり移ってきたというニーズがあるということでございますので、介護医療院だけの問題ではなく、特別養護老人ホームのあり方や介護老人保健施設のあり方にも影響をします。来年度は第8期計画の策定に向けた取り組みを行ってまいります。施設の状況を踏まえ介護医療院の整備のあり方についても検討をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【松崎会長】

ありがとうございました。

多岐にわたりご説明をいただきました。公募の結果と31年度の整備予定についてご質問等はございますでしょうか。

【矢島委員】

千葉市民の待機者が1700名いるということですが、待機している方はいくつかの施設にエントリーしていると思いますが、実態はいかがでしょうか。

また、多床室のニーズが高いということですが、ユニットケアは経済的な面で家族からの抵抗感があるのかと感ずることもありますが、その部分もいかがでしょうか。

【清田介護保険事業課長】

待機者の重複については、重複が無いように作業を行いましてこの数となっております。

要介護3以上の方が2になったとか、どのように数字上動いているのかについては曖昧なところがございますので、要介護2以下になっても条件を満たせば入所できる場合もございますので、在宅で虐待を受ける恐れが高い等、特例で入所できますので分けて把握しておりますが、要介護3以上の方が1700人となっております。特例で入れる要介護1、2の方も数字はおさえておりますが数字は大きくありません。

待機するにあたりユニットと多床室の希望は取っておりませんので数字はありませんが、お話がございましたとおりユニットの希望が多くありますが、家族から金銭面での負担があると聞いております。両親が施設に入所する場合に、ユニットだと支えきれないので多床室を利用するといった考えを持っている方も多くニーズが高いと感じます。今後多床室のニーズがどれだけあるのかという部分は、ユニットをどこまで整備するのかという部分で一致するので、ユニットを作っているが利用者のニーズと合わないということがないよう、来年度は待機者の状況把握と併せて多床室のニーズがどのくらいあるのかということも、第8期計画の策定に向けて検討をしなければいけない部分だと感じております。

【平山委員】

公募について、辞退したとのことですが、辞退の理由は为什么呢。

【清田介護保険事業課長】

辞退した理由については、市が公募日程を設定しておりますけれども、その日程に間に合わなかったという理由でございます。用地の取得等について間に合わなかったということもございます。また小規模多機能型居宅介護を併設するという条件も影響をしていると思っておりますが、資金的に厳しいからという理由でございました。

日程的な面で辞退があったという部分については、再募集の際に期間をおおよそ1.5倍に長くしまして対応をさせていただきました。

【松崎会長】

後半の部分についての質問はいかがでしょうか。

よろしいですかね。そうしましたら、議題3の介護人材確保の取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

【高石介護保険管理課長】

議題3「介護人材確保の取組みについて」ご説明いたします。

資料6をお願いいたします。

まず、1の介護人材の状況についてです。現在の市内の介護職員数についてですが、介護サービス施設・事業所調査によりますと、約12,000人と推計しております。

(2) 需給推計ですが、第7期介護保険事業計画に基づき算出された都道府県別の数値

から本市を推計をしますと、平成32年度は、需要見込14,657人に対して供給見込12,396人で、需給ギャップは2,261人となっております。これが平成37年度になりますと、その差が4,579人に拡がっていくと見込んでいます。

(3) 有効求人倍率ですが、これは職業安定業務統計や労働力調査から算出された全国の数値ですが、平成29年は全産業1.50に対して介護分野は3.50と2倍以上の開きがあり、少し時期がずれていますが、平成30年6月の千葉県の介護分野の有効求人倍率は4.49と、全国平均より都市部の方が数値が高い傾向にあります。

(4) 介護職員の採用率・離職率ですが、介護労働実態調査によりますと、特に離職率について、千葉県は全国平均よりは下回っておりますが、やはり他産業から比べますとやや高く、また、離職した人のうち、7割近くの人が3年未満に辞めているという状況です。

(5) 給与ですが、厚労省の賃金構造基本統計調査に基づき、全産業と介護職員を比較しますと、勤続年数の差はありますが、平均給与で全産業36万6千円に対して介護職員27万円と約9万円の差が生じております。

2頁に移りまして、2の国・県の人材確保対策についてです。

表にありますように5つの柱で対策が講じられておりまして、まず、「介護職員の処遇改善」です。平成21年以降、介護報酬改定により処遇改善加算として月額5万7千円の改善が行われてきたほか、10月の消費税引き上げの財源を活用し、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円を投じて処遇改善を図ることとされております。

次に多様な人材の確保・育成についてですが、介護福祉士を目指す学生への修学資金として年間80万円を2年間にわたって貸与し、5年間介護の仕事に継続して従事した場合には返済が免除されます。また、潜在介護福祉士、これは介護福祉士の資格を取得し、一度介護の仕事から離れた方を対象に、再就職準備基金として、40万円を上限に貸付し、2年間の勤務で返済が免除されます。さらに、中高年齢者の介護未経験の方への入門的研修ということで、来年度より基礎講座・入門講座併せて21時間の研修が新たに行われます。

離職防止・定着促進・生産性向上についてですが、介護ロボットの活用推進・導入支援として、1台につき対象経費の1/2、30万円を上限に補助を行うとともに、ペーパーレス化の推進等ICTの活用推進の加速化に取り組むこととしております。また、職員のキャリアアップを支援するため、研修受講費用の負担軽減や代替職員の確保のための支援に取り組むこととしております。

介護職の魅力向上についてですが、学校の生徒等に対する介護の仕事の理解や出前講座・職場体験等により、将来の職業選択のひとつとして考えてもらうきっかけづくりとしております。

外国人人材の受入環境整備についてですが、来年度、千葉県の新たな取組みとして、介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業（千葉県留学生受入プログラム）が実施されます。これは、留学生として来日し、日本語学校で日本語を学び、介

護福祉士養成施設で資格を取得し、施設等に就労する人に対して支援するものです。

1つ目は、マッチング支援で、現地において、留学希望者に対し、介護の仕事や日本の生活等について情報提供を行い、現地及び日本での日本語学校、また、日本の介護福祉士養成施設と一体的なマッチングを行うものです。

2つ目は、学費及び居住費の支援で、施設等が奨学金として支給する費用の基準額である、日本語学校の学費として月5万円を1年間分、日本語学校及び介護福祉士養成施設在籍中の居住費として月3万円を3年間分について、その費用の1/2を県が補助するものです。なお、介護福祉士養成施設の学費については、先ほど説明した修学資金の貸付で対応することとされております。

また、「外国人介護人材支援センター」を設置し、英語及びベトナム語に対応した相談窓口を設置する予定となっております。

3頁に移りまして、3の本市の取組みについてですが、(1)多様な人材の参入促進と(2)負担軽減・離職防止の2つに分けてご説明いたします。まず、多様な人材の参入促進についてです。

①の介護職員初任者研修受講者支援事業についてですが、こちらは、介護職員初任者研修を受講し、介護施設等に就労している方に、受講費用の半額となる上限5万円を助成するもので、資格取得後、新たに就労された方だけではなく、現在無資格で就労されている方が資格を取得する際にも対象としております。来年度100人分の予算を計上しておりまして、今年度の実績は2月末現在で54人となっております。

②の介護人材合同就職説明会ですが、こちらは、市内介護事業所と介護施設等へ就職を希望する求職者のマッチングを行うことを目的に開催するもので、老協協さん、老健協さん、在宅協さんのご協力をいただき、今年度は3月2日に千葉駅のペリエホールで行いました。当日は、22法人に出展いただき参加者62人でした。参加者のうち35名に回答いただいたアンケート結果では、28名の方々が今後、介護事業所等への見学・面接を予定しているとしており、1人でも多くの方々が採用・就労に繋がっていただければと期待しております。来年度も引き続きハローワークと連携をとりながら開催して参ります。

③の外国人介護人材受入セミナーですが、深刻な人材不足に対応するためには外国人介護人材の活用も必要であり、現在、受入制度としては、EPA（経済連携協定）、在留資格の介護、技能実習生、そして4月から新たな在留資格である特定技能があります。しかしながら、受入にあたっての制度や方法が複雑でなかなか理解ができていない現状がありますので、来年度、市内事業所等を対象にセミナーを開催し、外国人人材に対する理解を深め、雇用の促進を図ってまいります。また、現在、外国人人材の受入れにあたってのアンケートを行っており、その結果を踏まえ、各団体とも意見交換しながら今後の支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、負担軽減・離職防止についてです。

①の装着型ロボット貸出事業ですが、職員の負担軽減・離職防止の取組みの一つとして

介護ロボットの活用がありますが、機器自体が高額であること、また、機器によっては期待した効果が感じられないなど、まだまだ普及が進んでいないというのが現状です。そこで、今年度より、特に腰痛予防に開発された装着型の移譲介護機器を、市が貸借し、希望する事業者に半年ずつ貸し出すこととしました。サイバーダイン社製の HAL という機器を 2 台貸借し、前期・後期併せて 4 施設に貸出を行いました。機器を使用した事業者からは、おむつ交換や入浴介助などの一定の作業を繰り返し行うことには効果が感じられる一方、機器を装着したまま様々な作業を行うには逆に負担になるという意見でした。来年度も引き続き貸出しを行い、多くの事業者の方に関心を持ってもらい、体感をしていただくこととしております。

次の頁に移りまして、②の介護ロボットフォーラムですが、こちらも、介護ロボットの普及啓発として、昨年 10 月に、介護ロボットの有用性や活用事例を紹介するとともに、ロボットメーカーによる展示・デモンストレーションを行い、事業者の方々約 100 人にご参加をいただきました。今後なるべく体感できる機会をつくっていきたいと考えております。

③の介護職員交流会ですが、これは、介護職員の離職防止・定着促進を図るため、離職率の高い特に 3 年未満の若手職員を対象に交流会を開催し、職員のモチベーションの維持向上や他の事業所の職員とのネットワークづくりを支援する機会をつくるものです。詳細はまだ決まっていますが、人材育成を担う事業者に委託しながら、職員同士が情報交換できる時間もしっかり確保していきたいと考えております。

④の介護支援ボランティアですが、これは、目的自体は高齢者の介護予防で、特別養護老人ホームなどで行うボランティア活動に対し、介護保険料などに充てるポイントを付与するものですが、このことによって施設等で働く職員の負担軽減に繋がる取組みで、昨年未現在で、2, 242 人が登録し、受入施設数が 323 施設となっております。今後も活動者数を増やせるよう取り組んで参ります。

説明は以上です。

【松崎会長】

ありがとうございました。

議題 3 について、意見や質問はありますか。

【畔上委員】

3 月 2 日の合同就職説明会について、私も参加をしておりましてけれども、今年は説明に来てくださった参加者をみていると、じっくりと事業者の話を聞いている姿が印象的でした。各事業者に足を止めて椅子に座って話を聞く方が多いと感じました。きちんと話を聞くと、就労してみようかと参加者も思うとおもうので、そういった体制づくりは今後も継続してほしいと思います。

次に介護ロボットの件ですが、在宅で使えるロボットがありません。装着も大変ですし、個人のご自宅で活用できるロボットがあれば助かるとメーカーさんにも話をしている状況です。

【西尾委員】

外国人介護人材受入セミナーですけど、事業のイメージを教えてくださいと思います。たとえばどなたがお話をされるのか等、教えてくださいと思います。

【高石介護保険管理課長】

制度がわかりにくいというところがございますので、行政や制度に精通しているNPO法人の方や学識経験者の方を考えております。また、実際に事業所の方が気にされるのが、日本語の学力についてどのくらいのレベルの方が来るのかという部分がイメージしにくいと思っておりますので、外国人を活用されている施設等にご協力をいただき、実際に現場で働いている外国人の方にもお越しいただくことで、事業所の方にイメージを持っていただければと考えています。

【西尾委員】

送り出し機関に大きな差があると思っております。その差は歴然としており、そのあたりの情報を把握することで、事業所に紹介する際に有効な情報提供になるかと思っております。

長年これに関連する事業を国レベルで行っている国際厚生事業団が行っていますので、そちらと連携ができると良いかと思っております。以前、受入れのマニュアル等の書籍もあったかと思っておりますので、そういうものも活用していけるのではと思っております。国際厚生事業団や市内の事業所と連携して行ければいいと思っております。

また、介護人材の介護職員交流会ですが、仮に私が経営者であったら、自分のところの職員を参加させるかどうか悩んでしまいます。良い人がいたら引き抜くとか、待遇面の話とか、そういう部分の話が持たれてしまう可能性があるという部分において少し不安があると思っております。良くも悪くもリスクはあるのかなと感じました。

介護職の魅力向上についてですが、学校の生徒等に対する介護の仕事の理解促進については高校の家庭科の単元の中に介護という単元があります。市社協でもご検討いただいてもいいかと思っておりますが、事業者の職員が家庭科の事業に入って出来ればボランティアにつながる如果能と、ボランティアに参加する希望者を作るという活動ができますので、人材確保にも有効な手段であると思っておりますのでご検討いただければと思います。

【鳥越会長職務代理】

今のお話を伺いまして、福祉の仕事について中学生や小学生のころから理解を深めることが重要であると感じます。

市内の中学校にて福祉の話をする機会がありましたが、中学生に対し福祉の心や、介護の魅力などについて話をするイメージでございましたが、実際にはキャリア教育の一環とし福祉の仕事はどのようなことをするのか、資格はどのようなものがあるのか、どのようにすれば福祉の仕事に就けるのかといった内容について話してほしいとのことでした。中学生1学年160名のうち、40名ほどの方が話を聞きに来てくれたのですが、今後は仕事としての福祉について、子ども達に伝えていかなければいけないと強く思いました。子ども達に対しては、教育として福祉の仕事の中身を伝えていかなければと思いましたが、保健福祉局と教育委員会が連携して、子ども達に伝えてほしいと思いました。

【田辺委員】

今のお話に関連しまして、社会福祉協議会でも様々な福祉教育というものを実践しております。昨年までは小学校4年生に福祉冊子というものを配布しておりました。次年度はそれを発展させ中学2年生向けの福祉冊子の配布を予定しております。中身においては介護の仕事についても触れておりまして、学生さんの理解を深めていければと考えております。

さらに出前講座等、教育委員会とタイアップして総合学習として学校ごとに企画をして実践しております。総合学習ではなく家庭科の単元の中で取り扱ってくれるようであれば、さらに広がっていくのではと感じます。

介護福祉人材について、需要に対して供給が足りないということですから、これからは外国人人材を大幅に活用しないと、なかなか需給ギャップを埋めることは難しいのではと思いますが、そうすると市内の外国人労働者が増えていくことになるかと思っておりますので、市として離職防止についても対策を検討しなければいけませんし、千葉市で気持ちよく仕事をしていただくうえでの環境作りも大切なことだと思っております。

【松崎会長】

人材の定着という部分について、どうやって定着していただけるかということでは福祉だけの問題ではなく様々な部分に関係してくると思っておりますので、全体を見据えての施策が必要になってくると思っております。

【矢島委員】

離職率についてですが、福祉というカテゴリーの中で障害や児童の数字はあるのでしょうか。障害分野ですと離職率はそこまで高くないのですが、介護分野は転職率や離職率が高くなっていると思います。

また、実際に1年未満の離職率というのは新卒の方だけなので、他業種から入ってきた方も含めているのかいかがでしょうか。さらに言うと、他の児童や障害といった福祉分野から介護分野に移ってきた方が1年しか勤めず辞めてしまうのか、そのあたりの精査が必

要なのではないかと感じました。

【高石介護保険管理課長】

こちらについては、新卒に限らず他産業から移ってきた方の数を含めた数字となっております。離職率も高いのですが、その分採用率も高くなっておりまして、介護分野の中で転職をしている実情があると考えます。国の資料によりますと、介護職が離職する理由として、職場の人間関係に問題があったというのが1番であり、次いで法人や施設、事業所の理念やあり方に問題があったという項目が上位に来ております。収入が少ないといったところもありますが、それよりは職場の人間関係あるいは施設の理念を理由にする方が数値的には高くなっている状況のようです。

【平山委員】

介護の人材に関して、介護という言葉が出始めたのが約30年ほど前であったと思いますが、それ以前は介護という言葉もありませんでした。まだ歴史が浅い分野ではあると思います。これまでメディアで取り上げられるのも、つらい部分が多かったと思いますが、ヨーロッパではこういった分野については尊い仕事であると認識をされております。なので介護という仕事在实际どういう仕事なのかを伝えていかなければいけないと思います。

【松崎会長】

ありがとうございました。

第8期を見据えて介護人材の取組みをお願いしたいと思います。

続きまして、議題4の消費税引上げに伴う介護保険料の負担軽減について、事務局より説明をお願いします。

【高石介護保険管理課長】

資料7をお願いいたします。

趣旨でございますが、10月の消費税引き上げに合わせ、社会保障の充実の取組みとして、国により低所得者への負担軽減策が実施されることとなったため、第1号被保険者の介護保険料を改定するものでございます。

内容ですが、千葉市におきましては現在13段階ある保険料の区分のうち、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までの保険料について、国の示す軽減幅の上限まで軽減するものでございます。消費税の引き上げが10月であることから、31年度は半年分、32年度は通年分となるよう段階的に軽減率を拡充いたします。

具体的な保険料については下の表のとおりですが、第1段階の方の場合、30年度の保険料が年額28,620円のところ、31年度は4,770円軽減されて23,850円、32年度は9,540円軽減されて19,080円となります。第2段階、第3段階につ

いては記載のとおりとなります。

軽減される保険料については、すべて公費（国・県・市）で賄われ、その財源は消費税引き上げ分で賄われることとなります。

スケジュールですが、先の市議会で条例改正の手続きを行い、4月に施行いたします。ご報告になりますが、説明は以上です。

【松崎会長】

ただいまの議題についてご質問はありますか。

ご質問はないようですので、以上をもちまして予定の議事は終了となります。

ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の会議の議事録につきましては、各委員にご確認いただいた後、取りまとめをさせていただきますので、皆さんよろしく願いいたします。

以上で、平成30年度第2回高齢者福祉・介護保険専門分科会を閉会いたします。この後は、事務局にお返しいたします。

【亀井介護保険管理課長補佐】

松崎会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第2回千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会を終了させていただきます。

次回の開催につきましては、平成31年7月下旬から8月上旬を予定しております。

本日は長時間にわたり、慎重なご審議、ありがとうございました。

お疲れさまでございました。

以上